

東京木材運輸（株）に対する港湾運送事業の許可の取り消しに係る  
質問事項への回答

- ① 近年新規で許可を受けた事業者はどれくらいいるのか（近年の港湾運送事業の許可件数の推移）。
- ② 法人格が無い事業者（自然人）が許可を得ている場合、事業主の死亡により当然消滅となるのか、本件同様に許可の取消し手続が必要なのか。
- ③ 許可に係る事業の主体が法人としては存在し他の事業を継続しているが、許可に係る事業からは撤退しようとする場合又は撤退している場合は、指導により事業者に対し許可返上の手続を促すとの理解で良いか。また、時期を見ていずれ許可に係る事業を再開する意思を有するという場合はどうなるのか。
- ④ 法人の倒産につき、会社更生・民事再生等、事業継続を目指す手続の場合は、どのようなになるのか。
- ⑤ 法人の倒産につき、法的清算手続が履践されない場合は、本件同様の処理となるのか（会社登記簿の閉鎖に至っていないが、実態が無い場合は、どの時点でどのような事実関係があれば許可の取消処分を始動するのか）。
- ⑥ 検数事業等の信用性の維持のため、本件の機会に検討すべき事項はないか。

① 近年新規で許可を受けた事業者はどれくらいいるのか（近年の港湾運送事業の許可件数の推移）。

○ 別紙1のとおり。

② 法人格が無い事業者（自然人）が許可を得ている場合、事業主の死亡により当然消滅となるのか、本件同様に許可の取消し手続が必要なのか。

○ 法人格がない自然人に対する許可については、相続人が被相続人の行っていた港湾運送事業を引き続き営もうとする場合、港湾運送事業法第18条第4項により、国土交通大臣の認可が必要となる。港湾運送事業を引き続き営もうとしない場合は、当該自然人（被相続人）の死亡により、消滅するものと考えられる。

○ なお、本件においては、法人格を有する事業者に係る事案であるため、なりすまし等当該事業者の許可が悪用される可能性も否定できないことから、念のため、許可の取消し手続を行うもの。

（参照条文）

○港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）（抄）

（事業の譲渡及び譲受の認可等）

第十八条 港湾運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2・3 （略）

4 港湾運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた港湾運送事業を引き続き営もうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5・6 （略）

③ 許可に係る事業の主体が法人としては存在し他の事業を継続しているが、許可に係る事業からは撤退しようとする場合又は撤退している場合は、指導により事業者に対し許可返上の手続を促すとの理解で良いか。また、時期を見ていずれ許可に係る事業を再開する意思を有するという場合はどうなるのか。

- 許可に係る事業の主体が法人として存在しており、他の事業を継続しているものの、許可に係る事業からは撤退しようとする場合については、港湾運送事業法第20条により、撤退しようとする事業について、廃止の届出を行う必要がある。
- また、時期を見ていずれ許可に係る事業を再開する意思を有する場合は、同条により、休止しようとする事業について、休止の届出を行う必要がある。
- すでに事業者が撤退しており、事業の実態がないことを認知した場合は、ご指摘のとおり、行政指導を行い、廃止の届出を行うよう促す必要があると考えている。

(参照条文)

○港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）（抄）

(事業の休廃止の届出)

第二十条 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

④ 法人の倒産につき、会社更生・民事再生等、事業継続を目指す手続の場合は、どのようになるのか。

- 会社更生・民事再生等、事業者が事業継続を目指す意思がある場合は、許可の取消しは行わず、港湾運送事業法第20条の事業の休廃止の届出も不要。
- 会社更生等を行うことができず、事業を継続できないことが明らかとなり、事業譲渡等もないことが確定した場合、破産管財人等に対して、行政指導により、廃止の届出を行うよう促す。

(参照条文)

○ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）（抄）

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第十八条 港湾運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 港湾運送事業を営む法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、港湾運送事業を営む法人が港湾運送事業を行わない法人を合併する場合又は分割により港湾運送事業を承継させない場合は、この限りでない。
- 3 第一項の規定により認可を受けて港湾運送事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により港湾運送事業を承継した法人は、許可に基づく権利義務を承継する。
- 4 港湾運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた港湾運送事業を引き続き営もうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 5 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、第四条の規定にかかわらず、当該事業を営むことができる。
- 6 第六条の規定は、第一項、第二項又は第四項の認可について準用する。

(事業の休廃止の届出)

第二十条 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

⑤ 法人の倒産につき、法的清算手続が履践されない場合は、本件同様の処理となるのか（会社登記簿の閉鎖に至っていないが、実態が無い場合は、どの時点でどのような事実関係があれば許可の取消処分を始動するのか）。

○ 会社登記簿の閉鎖に至っていないが、実態がないなど、完全には事業者の不存在が確定していない場合の所在不明事業者の許可取消し手続については、別紙2のとおりとなっている。

⑥ 検数事業等の信用性の維持のため、本件の機会に検討すべき事項はないか。

○ 検数事業等は、貨物の数量等に係る証明行為を行う重要な役割を持つことから、信用性の維持のため、法令上の許可の状況と事業者の実態に齟齬が生じないよう、今後とも、事業者の事業実態の把握に努めるとともに、適正かつ迅速な行政指導や取消し処分等の対応を進めて参りたい。

○ また、本件においては、なりすまし等事業許可の悪用防止等の観点から、念のため、許可取消しの手続をとり、運輸審議会に諮ったところであり、委員のご指摘を踏まえ、今後、事業者の不存在が確定した場合には、当該事業者の許可取消しの手続をとることなく処理しつつ、なりすまし等悪用の防止を図る方法についても、検討して参りたい。

## 近年における港湾運送事業の許可件数

(単位:件)

業 種	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
一般港湾運送事業	1	2	1	3	0
港湾荷役事業	2	3	3	0	1
はしけ運送事業	1	0	1	0	1
いかだ運送事業	0	0	0	0	0
検数事業	0	0	0	0	0
鑑定事業	0	0	0	0	0
検量事業	0	0	0	0	0
合 計	4	5	5	3	2

# 所在不明事業者の免許・許可取消し手続について

